

## 名古屋市道認定基準

(昭和53年3月22日制定)

(目的)

**第1条** この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条の規定に基づく市道路線の認定に関し、必要な事項を定め、適正な管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 法第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市町村道をいう。ただし、法第48条の2の規定により自動車専用道路として指定された道路を除く。
- (2) 寄附道路 人、法人又は国(国土交通省、農林水産省の場合を除く。)の所有する土地を寄附等の無償譲渡により取得し、認定する道路をいう。
- (3) 法定外公共道路 国有財産特別措置法により譲与を受けた旧建設省所管の道路敷地若しくは水路敷地(現に水路の用に供されていないもの又は埋設管、暗渠等が設置されているもので一般の通行が可能であるものに限る。)をいう。
- (4) 行政財産(道路) 名古屋市(以下「本市」という。)緑政土木局によって管理されている本市所有の未認定の道路で、一般の通行に何ら制限を設けていない道路をいう。

(認定対象道路)

**第3条** 市道路線の認定は、次の各号のいずれかに該当する接続関係にある道路を認定の対象とする。

- (1) 公道と公道とを連絡する道路
  - (2) 自動車の転回広場が設けられている次に掲げる施設等と公道とを連絡する道路
    - ア 主要交通施設(港湾、鉄道若しくは軌道の停車場又は停留場)
    - イ 主要流通施設(卸売市場その他流通業務のために必要な施設)
    - ウ 主要公益施設(主要な教育施設、医療施設、官公庁施設その他これらに類する施設)
    - エ 主要な緑地、公園
  - (3) 行政財産(道路)又は法定外公共道路(以下「行政財産(道路)等」という。)と公道とを連絡する道路
- 2 前項に規定する道路のほか、次の各号のいずれかに該当する道路を認定の対象とする。
- (1) 都市計画法、土地区画整理法等の法令に基づき、道路管理者との協議を経て

築造され本市に帰属される道路

(2) 公共事業又はこれに伴い整備される道路

(道路の構造等の要件)

**第4条** 市道路線の認定は、道路の構造等を定める法令等の基準に適合するもので、次の各号の構造等の要件を満たしている、又は満たすように築造される道路において行うことができる。

(1) 幅員は、4メートル以上であること。

(2) 縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ないと道路管理者が認めるときは12パーセント以下とすることができる。

(3) 階段道でないこと。ただし、地形上、緊急避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として必要と認められ、通行の安全上、支障がないと認められるものはこの限りではなく、前号の規定も適用しない。

(4) 道路は極端に屈曲していないこと。また、同一平面で交差し、接続し、又は屈折する場合は、原則として道路の幅員に応じて隅角部が切り取ってあること。

(5) 路面が舗装されていること。

(6) 排水のため必要がある場合においては、側溝、集水柵その他適当な排水施設が設置されていること。

2 道路敷地は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 道路敷地は、本市が権原を有しているもの並びに国又は地方公共団体等との協定等に基づくものを除き、本市に寄附し、又は法律に基づき本市に帰属するものであること。

(2) 道路敷地には道路管理権の行使を阻害する権利等が設定されていないこと。

(3) 道路敷地には支障物件(あらかじめ本市と設置者との間で道路法第32条に基づく許可について事前に協議・確認がなされている物件を除く。)がないこと。

3 公共事業又はこれに伴い整備される道路で前2項の要件を満たすように築造される道路においては、工事完了前であっても認定することができる。

4 国道、県道及び市道の路線の廃止若しくは変更又は区域の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路については、従前の例によるものとし、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(寄附道路の要件)

**第5条** 寄附道路は、前2条に掲げる要件を満たすもので、次の各号の要件を満たす道路において寄附採納することができる。

(1) 交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すると認められる道路で、道路管理上支障がないものであること。

- (2) 既に一般交通の用に供されている道路で、当該道路に2戸以上の自己用住宅の出入口が面していること。
- (3) 行政財産(道路)等と公道とを連絡する道路である場合は、行政財産(道路)等が4メートル以上の幅員を有していること又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であること。
- (4) 道路敷地と隣接地との境界が明確であること。

附 則

- 1 この基準は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 道路認定基準(昭和27年4月15日名古屋市土木局内規)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。ただし、国の省庁再編に関する改正は平成13年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。